

専修学校の専門課程における「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の認定について

文部科学省は令和5年6月21に公布、施行された「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」（令和5年文部科学省告示第53号）により、3月29日付で本制度初回となる「外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定」令和5年度認定結果を公表した。本制度は、教育未来創造会議第二次提言（令和5年4月27日）において「専門学校卒業者の専門知識・技能やその応用が発揮できるようにするため、企業等と連携し、質の高い専門学校を認定する制度を新たに創設し、認定を受けた学校を修了した留学生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更において柔軟に対応し、大学等を卒業した留学生と同等の取扱いとすることや、特定活動46号（日本の大学等を卒業した高い日本語能力を持つ人が、習得した知識や応用的能力のほか、留学生として経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認める在留資格）について、当該認定を受けた専門学校を修了した者（高度専門士に限る）など、大学卒業者と同等の者も対象に加える。」とされたことから制度化された。本制度の認定要件は、①職業実践専門課程の認定を受けている課程であること、②経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること、③認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち外国人留学生が占める割合が2分の1以内であり、かつ、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境が確保されていること。2分の1を超える場合には、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上）や、日本において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること、④外国人留学生の受入れに関して不適切と認められる事柄その他の目的に照らして不適切と認められる事柄がないこととされている。なお、令和5年度は全国で188校475学科が認定。